

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年2月21日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（変更日を同年3月1日、収入充当額を102,976円として、同年3月分の保護費を32,134円とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁が本件処分により生活保護費0円と通知してきたが為に3月度の家賃が払えなくなった。生活保護とは健康で文化的な最低限の生活を保障する。生活保護法に違反する為また、私がホームレスになる可能性がある為本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年7月5日	諮問
令和元年8月30日	審議（第36回第3部会）
令和元年9月27日	審議（第37回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準についての定め

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。平成30年9月4日厚生労働省告示第317号による改定後のもの。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

(3) 職権による保護の変更についての法の定め

法 25 条 2 項及び同項が準用する法 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(4) 届出の義務についての法の定め

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 次官通知

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・1・(1)・イによれば、要保護者の収入に関する申告について、当該被保護世帯の収入に変動があつたことが推定され又は変動があることが予想されるときには、申告を行わせることとされており、また、次官通知の第 8・2 によれば収入の認定は月額によることとされている。

イ また、次官通知の第 10 は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第 8 によって認定した収入（かっこ内略）との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知の第 8・3・(1)・アによれば、勤労（被用）収入について定めており、それによれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること（同・(ア)）、勤労収入を得るための必要経費としては、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」（次官通知第 8・3・(4)別

表)の額を認定するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること(同第8・3・ア・(イ))とされている。

ウ なお、上記基礎控除額表によれば、収入金額別で、「191,000円～194,999円」の区分において、勤労に伴う必要経費として認定すべき額は、32,800円とされている。

エ さらに、次官通知の第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8・1・(1)・ア・(ア)によれば、勤労収入の取扱いについて、常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、給与証明を徴することとし、給与証明書を徴することを相当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこととされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 処分庁は、従前より、請求人に対する保護を実施していたところ、平成31年2月20日、請求人から本件収入申告書の提出を受けたことを契機に、同年2月21日、同年3月1日を変更日として、保護の実施内容を変更する本件処分を行ったことが認められる。

本件処分の内容は、請求人世帯の平成30年3月分の最低生活費は、前月と同様、合計135,110円(生活扶助費81,410円及び住宅扶助費53,700円)と、その額に変更がないことを前提とした上、収入充当額は、稼働実収入(本件就職先会社からの同年2月28日支給の給与収入)191,651円か

ら、基礎控除 32,800円(1・(5)・ウ)及び実費控除(交通費、社会保険料及び所得税の合計額。同・イ)55,875円を差し引いた102,976円として、請求人に支給する保護費を、32,134円と決定したものである。なお、この他の前月との変更点としては、前回変更処分においては、仕送収入として80,000円を認定していたが、本件処分においては、これはないものとして削除したことが認められる。

(2) そして、本件処分通知書には、「保護を変更したとき」は、「平成31年3月1日」、「保護を変更した理由」は、「常用収入の認定替えによる。」及び「仕送収入の削除による。」と記載され、「平成31年3月における保護の種類及び扶助額」について、「最低生活費①」(合計)は、「135,110」円、「収入充当額②」(同)は、「102,976」円、「扶助額①－②」(同)は、「32,134」円と、それぞれ記載されていることが認められる。

(3) 以上によれば、本件処分は、上記1の法の各規定、保護基準、次官通知及び局長通知等に則ってなされたものと認められ、また、処分の理由も正しく付記されており、違算もないものと認められるから、本件処分には、違法・不当な点は見られない。

3 請求人の主張についての検討(なお、本項では、年の表示(いずれも平成31年)は、省略する。)

(1) 請求人は、本件処分により生活保護費0円と通知されたために、3月の家賃が払えなくなったと主張する。

しかしながら、本件処分の決定内容は、上記2・(1)のとおりであって、本件処分により、請求人は、3月分の保護費として32,134円を受給する権利が発生しているものであり、また、当該保護費を算出する前提となる最低生活費には、住宅扶助費も計上されている(ただし、その一部は収入充当額によって賄われる計算となっている。)ことが認められる。したがって、請求人

の上記主張は、理由がないものであるといわざるを得ない。

(2) なお、本件処分通知書を見ると、上記 2・(2)のとおり、3月分の保護費(32,134円)の決定に係る記載がなされているのに加えて、さらに、「あなたに実際支払う扶助額」の欄があり、その記載が、「0円」とされていることから、請求人がこれをもって、上記主張のような理解をしたことが考えられる。

しかしながら、本件処分通知書には、当該記載の上記に、扶助額合計が32,134円であること、既支給額が55,110円であること、よって両者を差し引いた返納額が22,976円であることが明確に記載されており、その結果、「あなたに実際支払う扶助額」が0円であることが容易に理解できるようになっていることから、請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

また、本件処分において、上記 2 及び 3 に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成